

県民健康管理調査「甲状腺検査」の県内検査拠点について

福島県「県民健康管理調査」甲状腺検査(以下、「検査」という。)について、検査を長期、継続して実施する環境を構築し、県民がより身近な医療機関で検査を受けることができるよう、福島県内で検査を担う医療機関(以下、「県内検査拠点」という。)の整備を図ることとしている。

1 「講習会」の開催

県内の医師・技師を対象として、甲状腺超音波検査に関する知識の普及、手技の向上を目的とした「講習会」を実施。

2 「県内検査拠点」の募集、指定

平成26年度から検査実施を予定する「県内検査拠点」について、下記②の要件を有する医師が勤務する医療機関を対象として募集。52医療機関からの応募を受け、これまでに44医療機関を指定した。

① 募集期間

第1期 平成25年10月10日から平成25年11月1日まで

② 一次検査を担う県内検査拠点の要件

日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌学会(小児科)、日本内分泌外科学会、若しくは日本超音波医学会(甲状腺・体表・総合)のいずれかの専門医、又は(社)福島県医師会及び関係学会等による福島県甲状腺検査支援合同委員会が認定した医師が、勤務(常勤、非常勤は問わない)している福島県内の医療機関。

③ 指定状況

(平成26年1月31日現在)

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
指定した医療機関数	22	9	0	1	1	4	7	44
(うち専門医が勤務する医療機関数)	(4)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(9)

<参考 認定医師の勤務する医療機関が検査を開始するまで>

